

## 平成 22 年度における差押不動産等の鑑定評価等に係る 鑑定人の公募について

各国税局においては、平成 22 年度に差押不動産等の鑑定評価等を依頼する不動産鑑定士を下記のとおり公募により募集します。

### 記

#### 1 募集期間

平成 22 年 2 月 15 日（月）から平成 22 年 2 月 26 日（金）まで（必着）

#### 2 依頼する業務

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に行う次の業務です。

- (1) 差押不動産又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」という。）の鑑定評価
- (2) 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- (3) (1)、(2)に付随する諸業務

#### 3 応募手続

- (1) 申請書類の配付開始時期  
平成 22 年 2 月 15 日（月）から
- (2) 申請書類の配付場所  
各国税局の会計課又は徴収部（徴収課、特別整理総括課、管理課等）の窓口
- (3) 応募の受付先（申請書類の提出先）  
各国税局の会計課
- (4) 応募（申請書類）の受付期間  
平成 22 年 2 月 15 日（月）から平成 22 年 2 月 26 日（金）まで（必着）

※ 応募資格や依頼する業務内容の詳細等につきましては、各国税局で行う公告の「応募要領」及び「業務内容」をご確認ください。

※ 応募手続は、鑑定評価等を希望する不動産の所在地を管轄する国税局ごとに行う必要があります。応募の受付先（申請書類の提出先）、照会先、各国税局の管轄都道府県は、別添資料をご確認ください。

※ この契約は単年度契約であるため、前年度契約した鑑定士の方も改めて応募手続を行ってください。